

県内市町の助成制度（修学旅行）

令和8年1月現在

市町名	助成金額 <1人1泊当り>	最大助成額 <1団体当り>	条件 (補助対象及び要件)	担当課名	連絡先
1 珠洲市	2,000円	上限なし	・のと里山空港（発着便）を利用し、市内宿泊施設に宿泊された方 ・中学生以上：2,000円、3歳以上：1,000円を宿泊料金から割引	観光交流課	0768-82-7776
2 輪島市	1,000円	50万円	・市外の小中高が市内で宿泊（1泊分のみ助成） ・のと里山空港往復利用すると1,000円追加	観光課	0768-23-1146
3 能登町	【宿泊費】1,000円	50万円	・5人以上（教員等の引率者を除く人数）の団体で、町内の宿泊施設で10人泊以上 ・町外の小中高大	ふるさと振興課	0768-62-8526
	送客バスの借上げに要した経費の20%	上限なし	上記助成金の交付対象団体であって、町内の宿泊施設に宿泊する日及びその翌日まで使用する送客バスの借上げに要する費用（バスガイド代を除く）の20%（千円未満切捨て）又は5万円のいずれか小さい額。		
	【交通費助成】2,000円 (満12歳以上)	上限なし	・のと里山空港行きの航空便を利用し、能登町内の対象の宿泊施設に宿泊される方 (参照： <a href="https://www.town.noto.lg.jp/kakuka/1010/gyomu/10/1/1091.html">https://www.town.noto.lg.jp/kakuka/1010/gyomu/10/1/1091.html</a> ) ・能登町に住民票を有していない方 ・宿泊された施設で申請書を記載し、ご搭乗案内（ピンク色）または搭乗証明書（航空会社もしくは旅行会社が発行）を提出	企画財政課	0768-62-8535
4 穴水町	【交通費助成】2,000円 (満12歳以上)	上限なし	・のと里山空港発着の航空便を利用し、穴水町内の対象の宿泊施設に宿泊される方 (参照： <a href="https://www.town.anamizu.lg.jp/kankou/renntaka_riyousyasyukuhak.html">https://www.town.anamizu.lg.jp/kankou/renntaka_riyousyasyukuhak.html</a> ) ・のと里山空港を往路で利用された方は搭乗券（紛失した場合は本人が搭乗証明書の発行手続きを行うこと。）、復路で利用される方は宿泊施設の認印を押印した航空引換証の写し（eチケットのコピー）	観光交流課	0768-52-3790
5 七尾市	【宿泊助成】1,000円	30万円	・七尾市内で伝統文化・歴史・里山里海に関する体験学習を行っていること ・七尾市内で延べ10人泊以上 ・引率教員は2人まで助成対象 ・類似した他の助成制度を利用していないこと ・体験型教育旅行の目的が、政治的活動、宗教的活動または営利でないこと	交流推進課	0767-53-8424
6 羽咋市	【宿泊助成】1,000円	20万円	市内宿泊施設に宿泊する市外の小中高・大学・高等専門学校及び専門学校	商工観光課	0767-22-1118
	【体験助成】500円	上限なし	市外の小中高の修学旅行における市内施設での体験活動※に対し助成 ※施設入館・拝観、飲食店での飲食も対象		
7 津幡町	500円	上限なし	・町内で10人泊以上（1団体の人数は5人以上） ・町内の体育施設や観光施設等（宿泊施設での体験活動を含む）を1箇所以上訪れること	商工観光課	076-288-6120
8 金沢市	【旅行会社への奨励金】 2,000円	上限なし	【対象】 ①国内 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定するものうち、石川県外に所在する小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（以下「学校」という。）が主体となって実施する旅行であって、教育課程上特別活動の学校行事に位置付けられるもの ②国外 外国の教育機関が国内と同世代の児童・生徒を対象に、教職員等の引率のもと学校教育の一環として実施する訪日団体教育旅行 ・交付先：上記の国内及び外国学校が実施する修学旅行等を提案し手配する旅行会社 ・交付額：市内宿泊1名につき2,000円（引率者等は除きます。泊数にかかわらず定額@2,000/人。） ・申請：修学旅行実施日の30日前に要申請。（但し、予算がなくなり次第終了。）	観光政策課	076-220-2194
9 白山市	1,000円	10万円	・市外の学校等が行うもの ・交付対象者：学校の代表者 ※対象外宿泊施設あり	観光課	076-274-9544
10 能美市	1,000円 上限 50,000円 ／大中型バス1台 上限 20,000円 ／小型マイクロバス1台	50万円	以下の条件を満たすこと ・市内に宿泊 ・指定観光地1か所を訪問	観光交流課	0761-58-2211
11 小松市	1,000円 (+宿泊人数に応じて加算 金あり)	300万円	・市内で延べ宿泊数30人泊以上の学生団体 ・宿泊人数に応じて、団体加算補助金（最大4万円）あり ( <a href="https://www.komatsuguide.jp/lsc/upfile/articleDetail/0000/0844/844_1_file.pdf">https://www.komatsuguide.jp/lsc/upfile/articleDetail/0000/0844/844_1_file.pdf</a> )	(一社)こまつ 観光物産ネットワーク	0761-24-8394
12 加賀市	1,000円※	100万円	市外の小中高等で、市内で延べ宿泊数30人泊以上 (※月曜日から金曜日の宿泊を対象とする。) ※加賀市公共施設宿泊の場合 一般(大学生等)1,000円 高校生500円 中学生以下300円	観光商工課	0761-72-7900
	300円/人	15万円	月曜日から金曜日に延べ20人以上が加賀市内宿泊施設で宿泊 (旅行会社の添乗員等の方は助成対象外となります) 目的がMICE開催等によるもの (イベント等のほか修学旅行も対象となります。ただし合宿は除きます)		